

令和7年度



# やまなし外国人活躍企業支援事業費 補助金のご案内

県内に事業所を有する中小企業者等の外国人の受入と定着・活躍を促進するため、外国人の日本語能力向上につながる取り組みを支援します。

## 補助対象となる事業

外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

## 補助対象者

「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」(注1)に参加している県内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人及び公益法人。ただし、新たに外国人を雇用する場合(注2)に限る。

注1：外国人の労働環境適正化を進めるための官民ネットワーク。一定の要件により参加可能。

注2：令和6年4月以降に雇用を開始した外国人労働者が対象

## 申請方法

山梨県ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

### 【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課

外国人活躍推進担当 <補助金申請書受付係>

TEL: 055-223-1539 FAX: 055-223-1516



山梨県HP

## 申請受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)まで(随時受付)

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受付を終了します。

⚠️ 交付申請は、1事業者当たり年度内1回限りとさせていただきます。

山梨県総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課 外国人活躍推進担当

TEL: 055-223-1539 FAX: 055-223-1516 E-mail: danjo-tayo@pref.yamanashi.lg.jp

## 補助内容

| 対象事業                                       | 補助対象経費（主なもの）   | 補助率   | 補助上限額 |
|--|--|-------|-------|
| 日本語教室への参加、オンラインレッスンの受講などの生活に関する日本語学習に関するもの | <ul style="list-style-type: none"><li>講師の謝金及び旅費</li><li>教材費及び印刷費、消耗品費</li><li>会場使用料</li><li>受講料及び交通費</li><li>日本語能力試験の受験料</li></ul> | 1/2以内 | 20万円  |

※ 上記に掲げる対象経費に当てはまるか判断に迷うものがある場合には、事前に担当者へお問い合わせください

## 対象事業の要件

### 外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

- 日本語学習の機会が継続的に得られるものであること
- 日本語学習の成果を測るため、日本語能力試験を受験させること
- 令和8年2月末までに事業経費の支払いが完了すること

## 令和6年度からの変更点

山梨県の限られた予算の中で、より多くの事業者の皆さんに補助金を活用していただけるよう、以下の内容が変更となりました。

- ・補助上限額：100万円 → 20万円
- ・対象経費：入国後講習経費 → 補助対象外

## よくあるお問い合わせ

Q：補助対象となる事業の具体的なイメージは？

A：外国人の日本語学習の機会が継続的に得られる事業であるかという点を審査基準としています。具体的な事例は、

日本語教室への参加・プライベートレッスン、オンラインレッスンの受講などです。

企業等が主導的に外国人の日本語学習の機会を提供することを対象にしているため、自主学習等がメインとなるe-ラーニング講座等の受講は内容によって対象外となる場合がございますので、申請を検討される場合は、具体的な内容とともに担当者へご相談ください。 ※ 専門技術習得のための研修受講費は対象外です。

Q：補助事業の対象期間はいつか？

A：令和7年4月から令和8年2月末までです。実績報告のための日本語試験の結果公表日及び補助対象経費の支払いが完了し領収書が発行される日を考慮した日付で事業期間を設定ください（事業完了予定日の設定は最大で2月末日まで）。